

## 音羽公園整備・管理運営事業：第1回公募要綱等に関する質問書に対する回答

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答	
			頁	章	1	(1)	①			ア
1	公募要綱	防火地域・準防火地域	3	第1章	3				ウェブ上に公開されている都市計画情報マップと異なるため、公募要綱に記載の内容を正という理解でよろしいでしょうか。	防火地域・準防火地域については、誤記のため、記載を修正します。なお、都市計画情報等については、下記をご確認ください。 <a href="https://webmap.city.fukuoka.lg.jp/fukuoka/Portal">https://webmap.city.fukuoka.lg.jp/fukuoka/Portal</a>
2	公募要綱	供用開始時期	7	第1章	7	(2)			本項目については、供用開始時期の目途となる令和10年4月から前後する場合、どの程度時期の前後が許容されるかを確認したい。	公募要綱に記載のスケジュールの提案を原則とし、事業実施協定書(案)P3:第5条で定めます。 地域や公園利用者への影響を最小限とする施工計画のもと、公園利用者の利用実態を踏まえた段階的な施設の供用や、立地や季節特性を考慮した供用時期の設定など、効果的なスケジュールをご提案ください。 なお、工事・供用開始遅延リスクは公募要綱P-41リスク分担表の(2)③の通りとします。
3	公募要綱	設置管理許可期間の起算日	7	第1章	7	(2)			本項目については、設置管理許可期間の起算日は供用開始日と同日と考えていいか確認したい。	基本的には、設置管理許可期間の起算日は供用開始日と同日と考えています。
4	公募要綱	提案事項について	7	第1章	8	(1)	①		「都心の森1万本プロジェクト」の「都心の森」とは、どのような環境や機能を持つものなのか、市の具体的なお考えがあればご教示ください。	都心の森1万本プロジェクトは緑が持つ魅力でまさに「彩り」を加え、市民が潤いや安らぎを感じられる空間の創出を目指しております。 都心の森1万本プロジェクトについては、下記をご確認ください。 <a href="https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/midorikatuyou/shisei/toshinnomori.html">https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/midorikatuyou/shisei/toshinnomori.html</a>
5	公募要綱	提案事項について	7	第1章	8				対象地に植樹する場合の樹高に制限や規制があるかを確認したい。	樹高に関する規制としては、航空法による高さ制限(54m)があります。
6	公募要綱	提案事項について	8	第1章	8	(1)	③		地域からのニーズ「防犯対策」の根拠として、具体的な事例をご教示ください。	地域が認識している防犯に関する課題は以下の通りです。 ・夜間薄暗くて怖い ・たばこの火の不始末
7	公募要綱	整備方針	8	第1章	8	(2)	①		『視認性の高い』のいみするところの意図を知りたい。 ①周辺から目立つ、②公園中央が見通せるもしくはその他を意図しているのか。	「都心の森1万本プロジェクト」を踏まえ、公園全体において、公園周辺に波及する、視認性の高い、来街者にとっても印象的なみどり空間の創出を期待しています。
8	公募要綱 事業区域図	身障者用駐車場について	8	第1章	8	(2)	②		バリアフリーをはじめとしたユニバーサルデザインへの対応が求められるが、身障者用駐車場の計画は必要か確認したい。	当該公園のような街区公園への駐車場の整備は想定していません。公募要綱P27:第3章1(2)に記載の通り、公園内への駐車場整備は除きます。なお、公園は様々な利用者により利用される施設であることから、公園整備については、福祉のまちづくり条例に基づき整備を行う必要があります。
9	公募要綱	応募者の構成について	11	第2章	1	(1)	①		本項目については、工事を元請け、下請けA(建築工事)、下請けB(造園工事)という体制で行う場合、下請けA、下請けBのみが構成員で元請けは構成員ではない体制で応募して問題ないと考えていいか確認したい。それとも、三社とも構成員とする事が必須と考えていいか確認したい。	応募者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人又はその他の団体又は複数の団体で構成し、構成員は、公募要綱P12:第2章1(2)②に記載する応募資格の要件を満たす必要があります。
10	公募要綱	応募資格について	12	第2章	1	(2)	②	イ	本項目については、実施者とは、施工者だけでなく、設計事務所も含まれると考えていいか確認したい。	ご理解のとおりです。業務の実施に向けて、条件を満たすよう構成員を組成する必要があります。
11	公募要綱	個別の応募資格「管理運営業務」を実施するもの	12	第2章	1	(2)	②	ウ	「複数の団体より構成されるグループで応募する場合」の、「応募団体」と「応募グループの代表団体」の違いは何か確認したい。	公募要綱P13:第2章1(2)②ウ(イ)について、「応募団体又は応募グループの代表団体」は、「応募グループの代表団体」の誤記のため、記載を修正します。
12	公募要綱	応募資格について	13	第2章	1	(2)	②	オ	本項目については、その他公園施設の工事に携わる者の内、構成員として応募する場合に適用され、その構成員から下請負又はJV(一定比率未満のJV構成員)として参加する企業には適用しないと考えていいか確認したい。	ご理解のとおりです。

No	資料名等	項目	該当箇所						質問	回答
			頁	章	1	(1)	①	ア		
13	公募要綱	使用言語について	20	第2章	3	(10)	②		本項目については、一般的に使われる英語表現は使ってよいと考えていいのかわ確認したい。	本事業の手続きに関して使用する言語は日本語とします。なお、提案内容の記載にあたっては、いわゆる和製英語は使用可能としますが、わかりやすさに配慮してください。
14	公募要綱	応募の辞退について	21	第2章	3	(10)	⑦		応募を辞退する場合、提案書類の受付締切日の前日までに「様式2-1:応募辞退届」を本市(福岡市)に持参する事とありますが、令和7年7月3日以降に辞退する場合、ペナルティは課せられるのでしょうか。またペナルティが課せられる場合、何月何日以降が対象となるのでしょうか。ご教示ください。	応募の辞退は、提案書類の受付締切日の前日を原則としています。締切日以降の辞退については、罰則は想定していませんが、優先交渉権者として選定された場合、事業基本協定締結以降は、協定の内容に基づき違約金が発生する場合があります。
15	公募要綱	特定公園施設整備・譲渡契約	24	第2章	5	(10)			特定公園施設は市へ無償譲渡することになりますが修繕費用の負担は自治体となるのか確認したい。	特定公園施設を含む公園全体の管理運営の費用は、公募要綱P5に記載のとおり、事業者にて負担いただけます。なお、管理運営業務のうち維持管理に要する費用については、福岡市公園条例第21条に基づき、公募対象公園施設の公園施設設置等使用料より減免します。従って、特定公園施設の修繕について、本市と協議のうえ、軽微な修繕である場合は、要求水準書P26に記載のとおり、事業者の負担にて実施していただけます。大規模な修繕である場合については、原則として市が負担します。大規模な修繕に該当するかどうかの判断については、協議の上決定します。ただし、公募要綱P42:第6章1(3)①施設・設備劣化リスクのとおり、本業務の対象範囲内の施設・設備の劣化に対して、事業者が適切な維持管理業務(修繕を含む)を実施しなかったことに起因する施設・設備の損傷は、事業者の負担とします。なお、特定公園施設が高額な維持管理や修繕費を要するなど本市で維持することが困難と判断した場合は、事業者において設置管理許可を受けたうえで自らの負担と責任のもとで管理を行っていただくことがあります。なお、その場合の公園施設設置等使用料については協議により減免とすることは可能です。
16	公募要綱	公募対象公園施設の種類のについて	27	第3章	1	(2)			運営開始後のメンテナンス・管理用(店舗・公園)駐車場は提案により設定が可能という理解でよろしいでしょうか。	管理車両による路上駐車は好ましくないため、公募の趣旨を踏まえたうえで、公園利用者へ影響のないよう、必要に応じ、公園内への管理車両の荷さばきスペースの設定を検討ください。なお、詳細については個別具体的に協議が必要となります。
17	公募要綱	公園施設設置等使用料について	27	第3章	1	(5)	①	ア	使用料は20年間変動されることはないか。	事業実施協定書(案)P11:第26条第4項及び第5項に記載のとおり、公園施設設置等使用料の最低額の見直しや単価の改定が行われる場合があります。
18	公募要綱	設置管理許可の面積	28	第3章	1	(5)	②		本項目については、「設置管理許可の面積」は使用料支払の対象となる面積に含まれると考えていいのかわ確認したい。「公募対象公園施設」との使い分けは？別の意味がある場合どのような意味かわ確認したい。	公募要綱P27:第3章1(2)および(5)②をご確認ください。
19	公募要綱	占用料減免の範囲	28	第3章	1	(6)			本項目については、インフラ施設の整備・維持管理を行う場合、作業スペースも占用料減免の範囲に含まれると考えていいのかわ確認したい。	計画図面や施工計画などを確認のうえ、協議により決定します。
20	公募要綱	保証金について	29	第3章	1	(8)			公募対象公園施設の撤去・処分費と原状回復に要する費用の相当額を〜保証金として預託する事とありますが、金額の算出方法についてご教示ください。	保証金は、「公募要綱」の趣旨を踏まえ、提案される計画に基づき算出してください。基本的には、一般的な市場価格から著しく乖離していないことを前提に事業者からの提案価格に基づき決定します。
21	公募要綱	その他公園施設の整備費用	33	第4章	2	(1)			本項目については、費用を算出するに当たって、既存構造物(既存公園外構施設・地下埋設水路等)の当初施工時(改修時)の発注図書(設計図面(参考資料以外の詳細図)や数量表、数量計算書等)を提示頂けると考えていいのかわ確認したい。	過年度整備図面など、公募要綱に記載する参考資料については、提供可能です。受領を希望する場合、公募要綱P17:第2章3(1)公募要綱の交付に関する手続きをご確認ください。なお、参考資料で提示しているもの以外の資料はありません。

No	資料名等	項目	該当箇所						質問	回答
			頁	章	1	(1)	①	ア		
22	公募要綱	その他公園施設の整備費用	33	第4章	2	(1)	①		工事請負時の前渡金の有無をご教示ください。 有の場合比率もご教示ください。	その他公園整備の工事契約における前金払の支払いについては、福岡市契約事務規則第36条に基づき、協議の上決定します。なお、比率についても同規則に基づき協議の上、決定します。
23	公募要綱	管理運営業務に関する費用負担	36	第5章	3	(1)			管理運営業務に要する費用は2,440千円/年を上限として、公募対象公園施設の公園使用料より減免するとなっておりますが、毎年変動する労務賃金や資材の上昇について、国や県、市で発表されている変動率等を基準に協議して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	管理運営業務に関する物価変動リスクについては、公募要綱P40:第6章1(1)⑩をご確認ください。
24	公募要綱 要求水準書 事業区域図	「特定公園施設提案可能区域」内に計画可能な建物について							国交省が公開している「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」内1-3特定公園施設等(1)特定公園施設【施行令】第三条二および七で「屋根付広場・便所」が定義されているが、特定公園施設提案可能区域に公衆トイレや周囲に圧迫感与えない東屋などの建物の計画可能か確認したい。	本公募における特定公園施設の種類については、要求水準書P18、19に記載の内容を満たしていただく必要があります。そのうえで東屋等を提案される場合は、本公募の趣旨を踏まえた提案としてください。 ただし、提案される特定公園施設について本市で維持することが困難と判断した場合は、事業者において設置管理許可を受けたうえで自らの負担と責任のもとで管理させることがあります。その場合、公園使用料については協議により減免とすることが可能です。 なお、公園利用者のトイレ利用については、要求水準書P15:第3章3(3)に記載のとおり、公募対象公園施設内のトイレの一般利用者への開放を求めています。
25	要求水準書	地盤調査資料について	1	第1章	3	(3)			地盤状況について【参考資料6 地盤調査】の位置を示す資料はご提供いただけますでしょうか。	当該参考資料は、過去に音羽公園内において実施された土質調査結果であり、位置や現在の地質状況を特定するものではありません。なお、公募要綱P23に記載のとおり公募対象公園施設および特定公園施設、その他公園施設に係る必要な調査等は、事業者自らの責任と負担において実施してください。
26	要求水準書	避難場所としての利用への配慮	6	第2章	1	(5)			地区避難場所に指定されているが、防災広場の必要面積の規定があるか確認したい。	規定はありませんが、避難場所としての活用に支障がない計画としてください。
27	要求水準書	避難安全検証について	7	第2章	1	(5)	②		本項目については、「避難安全検証」とは建築基準法に定められた避難安全検証法によることが求められると考えていいか確認したい。	ご理解のとおりです。
28	要求水準書	炭素吸収について	7	第2章	1	(7)	④		本項目については、樹木の植栽、屋上や緑化を活用し積極的な緑化に取り組むとあるが、福岡市が取り組むグリーンビル促進事業の支援金は本公募における採択対象となると考えていいか確認したい。	対象外です。
29	要求水準書	料金設定について	13	第3章	1	(3)			本項目については、料金設定は都市公園内であることに配慮することとあるが、一人当たり一万円を超えるような高級レストランの業態・料金設定は許容される範囲と考えていいか確認したい。	公募対象公園施設については、都市公園が、一般公衆の自由な利用に供される公共施設であることに鑑み、誰もが利用しやすい業態、価格帯を想定した施設の提案を期待しています。
30	要求水準書	延床面積について	14	第3章	1	(4)	②		本項目については、1棟あたり400㎡を超えないものとする。ただし、用途が飲食店に限定される場合においては、店舗面積のうち客室(客室部分と一体になっている廊下・ロビーも含む)が400㎡を超えないことを条件としてとあるが、屋外テラスなど建築面積対象と異なる範囲については加算対象となるかと考えていいか確認したい。	延床面積については、要求水準書のとおりです。 建築面積に含む範囲は、建築基準法に準ずるものとします。そのため屋外テラスは、整備内容によっては建築面積の対象として、延床面積を計上する場合がありますので、個別具体的に協議が必要です。 なお、公園施設設置等使用料の算定等については、公募要綱P27、P28:第3章1(5)①～③をご確認ください。
31	要求水準書	公募対象公園施設に求める整備の水準	14	第3章	1	(4)	③		建物高さの制限8mは、建築基準法に準ずるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	要求水準書	公募対象公園施設に求める事項について	14	第3章	1	(4)	④		本項目については、一般の公園利用者が利用しやすい喫煙所の設置とあるが、喫煙所は全天候型である事が必須と考えていいか確認したい。 公共性が高い区域にある判断された場合は喫煙所を別棟配置とする場合でも特定公園施設設備に加算する必要がないと考えていいか確認したい。	喫煙所は、受動喫煙対策等の考えを踏まえた提案としてください。 また、喫煙所については、公募対象公園施設として設置を求めており、特定公園施設としての整備を求めているものではございません。 なお、設置する喫煙所が公共性の高い場合は、公園施設設置等使用料を免除できる場合があります。公共性の高い区域の取扱いは、公募要綱P28:第3章1(5)③をご確認ください。

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答	
			頁	章	1	(1)	①			ア
33	要求水準書	公募対象公園施設に求める整備の水準	14	第3章	1	(4)	④		公募対象公園施設の屋上開放の範囲については、応募者の提案により定めるといふ理解でよろしいでしょうか。	屋上開放の広さや対象棟数は定めておりませんが、「都心の森1万本プロジェクト」を踏まえ、屋上空間においても、居心地の良い空間を創出するよう積極的な提案を期待しています。
34	要求水準書	公募対象公園施設に求める整備の水準	14	第3章	1	(4)	④		本項目については、分棟配置の場合、全棟が屋上開放の対象になると考えていいのか確認したい。	回答No.33をご参照ください。
35	要求水準書	公募対象公園施設の管理運営について	16	第3章	3	(7)			公募対象公園施設の管理運営の管理責任者またはその代理は本公園に常駐する必要があるかを確認したい。	管理責任者の常駐は必須ではありませんが、公募対象公園施設の種類や営業形態等を踏まえ検討していただく必要があります。
36	要求水準書	管理責任者について	16	第3章	3	(7)	①		本項目については、管理責任者は常駐しなくても良いと考えていいのか確認したい。管理運営業務実施者との直接雇用関係がなくても良いと考えていいのか確認したい。	管理責任者の常駐は必須ではありませんが、公募対象公園施設の種類や営業形態等を踏まえ検討していただく必要があります。また、管理責任者に対しては「公募対象公園施設設置及び管理運営業務」を実施する者との直接雇用関係は求めませんが、「公募対象公園施設設置及び管理運営業務」を実施する者が責任をもち、日常の対応や問題が生じた際の連絡窓口など、責任を果たすべき管理責任者を配置してください。
37	要求水準書	管理運営期間終了後の原状回復工事業務	16	第3章	5				本項目については、公募対象公園施設の管理運営期間終了後は原状回復工事を行う事とされているが、その他公園施設は事業最終日の状態で返却すればよいと考えていいのか確認したい。	その他公園施設については、事業最終日の状態での返却を想定していますが、要求水準書P29に記載のとおり、事業期間終了後も引き続き施設を利用できるよう、要求水準書に示す良好な状態を保持しておく必要があります。
38	要求水準書	特定公園施設に求める整備の水準	18	第4章	1				本項目については、水景は必須設備ではない認識でいいのか確認したい。	特定公園施設については、要求水準書P18、19に記載の施設単体もしくは組み合わせることとしており、全施設を網羅することは必須ではありませんが、水景と植栽等による安らぎが感じられる空間など、施設の組合せにより生み出される居心地の良い空間の提案を期待しています。
39	要求水準書	特定公園施設に求める整備の水準	19	第4章	1				掲示板・標識 ・みどりと一体となったサイン計画とすること…とは、具体的にどういふことなのかご教示ください。	本公募の趣旨を踏まえ、設定される提案コンセプトに基づいた提案を期待しています。
40	要求水準書	管理運営業務に関する要求水準	24	第6章	3				維持管理に関する業務について、水光熱費は記載がないため本事業に含まず別途福岡市負担という理解でよろしいでしょうか。	電気使用料及び水道使用料については、公園の照明灯や植物への灌水など一般の公園維持に必要なものについては市負担とします。ただし、水景の維持に要する水道使用料など一般の公園の維持費を超過する内容については、公募要綱P30に記載の特定公園施設の整備と同様、本市で維持することが困難と判断した場合、事業者にて負担いただきます。
41	要求水準書	管理運営業務に関する要求水準	26	第6章	3	(3)	③		セアカゴケグモの駆除について、巡回を行い発見した場合に報告をするという理解でよろしいでしょうか。	維持管理の詳細内容は、提案内容を踏まえ協議の上決定しますので、事業の目的を踏まえて積極的な提案を期待しています。
42	要求水準書	協議会について	29	第7章	1				本項目については、協議会の会員に含まなければならない者の条件や開催頻度等の基準、制限があるかを確認したい。	制約等はありませんが、事業の目的を踏まえて積極的な提案を期待しています。
43	要求水準書	事業終了時の要求水準	29	第7章	2				本項目については、事業終了時まで良好な状態に保持すればよいと考えていいのか確認したい。	公募要綱P29に記載のとおり、事業終了時においては、事業期間終了後も引き続き施設を利用できるよう、要求水準書に示す良好な状態を保持しておく必要があります。
44	評価項目及び配点表	評価項目及び配点表について							様式集欄に記載のD-11およびG-10が提案様式集PDFにないが、何を提出したらいいでしょうか。	「別紙3:評価項目及び配点表」の記載が誤記でしたので、修正します。
45	提案様式集	提案時の提出書類の部数について	2	第3	提出書類の作成方法	(2)			表中「■提案時」の2(3)～(7)について、正本1部、副本9部が正なのかどうか確認したい。 「様式A-3(3)提案概要書【正本1部・副本14部】」の記載と異なるため。	様式A-3の2(3)～(7)について、提出部数は、正本1部、副本9部としてください。 様式A-3について上記のとおり修正します。
46	提案様式集	役員名簿		様式1-6					本項目については、提出後に役員が変更となった場合、再提出する必要があると考えていいのか確認したい。	ご理解のとおりです。

No	資料名等	項目	該当箇所						質問	回答
			頁	章	1	(1)	①	ア		
47	提案様式集	複数応募の禁止等に関する資本関係調書		様式1-7					本項目については、100%子会社が18社であると仮定した場合、18社記載する必要あると考えていいか確認したい。	ご理解のとおりです。公募要綱P11:第2章1(1)③に該当する全ての企業について記載してください。
48	提案様式集	「公募対象公園施設設置及び管理運営業務」を実施する者の応募資格要件に関する書類に記載する企業について		様式1-9					本書類に記載する企業は、公募対象公園施設設置及び管理運営業務を行う可能性のある全ての企業を記載して提出する必要があるとの認識でよいのか確認したい。例えば、設置は代表企業が行い、管理運営業務は代表企業と管理運営会社が行う場合、記載は代表企業と運営管理会社でよいのかを確認したい。	応募資格要件に関する書類については、実際に業務を行う企業について提出してください。一業務を行う企業が複数ある場合は、様式に記載のとおり、企業ごとに様式を及び添付書類をまとめて作成し、様式番号に枝番を付加してください。
49	提案様式集	応募構成及び役割分担表		様式1-10					所在地は登記簿上の本店所在地を記載するのか。本事業を遂行する市内事業所住所を記載するのか、また、市内事業所住所の場合、代表者職氏名は事業所責任者でよいのかを確認したい。	所在地及び代表者職指名は、業務を遂行する事業所の所在地及び代表者職指名を記載してください。なお、業務によっては、応募資格要件がありますので、公募要綱P12をご確認ください。
50	提案様式集	「特定公園施設整備・譲渡業務」を実施する者の応募資格要件に関する書類に記載する企業について		様式1-10					本書類に記載する企業は、特定公園施設整備・譲渡業務を行う可能性のある全ての企業を記載して提出する必要があるとの認識でよいのか確認したい。例えば、整備業務は代表企業と造園会社などが行い、譲渡業務は代表企業が行う場合、記載は代表企業と造園会社でよいのかを確認したい。	回答No.48をご参照ください。
51	提案様式集	「管理運営業務」を実施する者の応募資格要件に関する書類に記載する企業について		様式1-11					本書類に記載する企業は、管理運営業務を行う可能性のある全ての企業を記載して提出する必要があるとの認識でよいのか確認したい。例えば、植栽・選定・清掃は造園会社が行い、巡回は管理運営会社が行う場合、記載は造園会社と管理運営会社でよいのかを確認したい。	回答No.48をご参照ください。
52	提案様式集	「管理運営業務」を実施する者の応募資格要件に関する書類に記載する所在地について		様式1-11					本書類中に「本市内の事業所所在地」部分には、本社所在地ではなく福岡市内の事業所所在地を記載し、下部の押印欄に記載する所在地は本社所在地を記載してよいのかどうか確認したい。	「管理運営業務」を実施する者は本市に事業所を有する者であることから、契約に関する記述の押印欄についても、「本市内の事業所所在地」を記載してください。
53	提案様式集	「管理運営業務」を実施する者の応募資格要件に関する書類		様式1-11					福岡市博多区に事業所は存在しますが、その事業所は建設工事の請負契約締結は行っておらず、建設業法上の「営業所」に該当しない事業所ではありますが、「本市内の事業所所在地」にその住所を記載しても宜しいのでしょうか。	ご理解のとおりです。公募要綱P13第2章1(2)②ウ(ア)に記載のとおり、「管理運営業務」を実施する者は本市に事業所を有する者である必要があります。
54	提案様式集	「その他公園施設整備業務(設計)」を実施する者の応募資格要件に関する書類本市内の事業所所在地について		様式1-12					本書類中に「本市内の事業所所在地」とあるが本市内に事業所がない場合は近隣所在地を記載する認識でよいのか確認したい。公募要綱13頁「②個別の応募資格 エ「その他公園施設整備業務(設計)を実施する者」記載の要件に、福岡市内に事業所があること記載がないため。	誤記のため、様式1-12の「本市内の事業所所在地」を「事業所所在地」に修正します。事業所所在地は、業務を遂行する事業所の所在地を記載してください。
55	提案様式集	「その他公園施設整備業務(工事)」を実施する者の応募資格要件に関する書類		様式1-13					福岡市博多区に事業所は存在しますが、その事業所は建設工事の請負契約締結は行っておらず、建設業法上の「営業所」に該当しない事業所ではありますが、「本市内の事業所所在地」にその住所を記載しても宜しいのでしょうか。	様式1-13の「本市内の事業所所在地」は「事業所所在地」に修正します。「その他公園施設整備業務(工事)」を実施する者の応募資格については、公募要綱のP13に記載されており、第2章1(2)②オ(ア)～(エ)の各要件を満たす必要があります。様式1-13に記載する住所については、「福岡市・水道局・交通局競争入札資格者名簿」に登録した住所を記載してください。
56	提案様式集	「利便増進施設設置及び管理運営業務」を実施する者の応募資格要件に関する書類に記載する企業について		様式1-14					本書類に記載する企業は、利便増進施設設置及び管理運営業務を行う可能性のある全ての企業を記載して提出する必要があるとの認識でよいのか確認したい。例えば、設置は代表企業が行い、管理運営を管理運営会社が行う場合、記載は代表企業と管理運営会社でよいのかを確認したい。	回答No.48をご参照ください。
57	提案様式集	提案時の提出書類の部数について		様式A-3		(2)～(7)			正本1部、副本14部が正なのかどうか確認したい。「P2■提案時2(3)～(7)正本1部、副本9部」の記載と異なるため。	回答No.45をご参照ください。
58	提案様式集	提案書様式について		様式C～G					提示頂いている様式はあくまで目安と考え、綴じ代や読みやすさを考慮して余白等を調整してもよいのか確認したい。	様式について、作成サイズ、提出部数や上限枚数は遵守いただき、提案様式集P1記載の作成要領の範囲内で、綴じ代や読みやすさを考慮した調整を行うことは可能とします。

No	資料名等	項目	該当箇所						質問	回答
			頁	章	1	(1)	①	ア		
59	提案様式集	初期整備業務に参画する地場企業と想定受託額		様式D-5					本項目については、公募対象公園施設の工事業務を行う元請、一次下請企業が地場企業である事が必須ではない認識でいいのか確認したい。	ご理解のとおりです。
60	提案様式集	駐輪設備との境界部に設置される構造物について		様式E-5					「高さ1.2m程度の腰壁を想定」とありますが、想定される腰壁の図面または仕様を公開していただけますでしょうか。	腰壁の設計は、今後、駐輪場の設計として別途所管課にて行う予定であるため、現在公開できる資料はありません。なお、事業基本協定締結後、駐輪場管理者と十分な協議、調整を要することに留意の上、提案してください。
61	提案様式集	【公募対象公園施設】公園利用者が利用しやすい運営計画に関する提案		様式F-6					別添するテナントの「関心表明」は上限枚数にはカウントされないという理解で間違いのないかを確認したい。	ご理解のとおりです。
62	提案様式集	図面の描き方について		様式G-7					「全施設について平面図」とありますが、ここでいう全施設の範囲をご教示ください。例えば、ベンチやサインなどの施設そのものの平面図を記載する必要がありますか。もしくは敷地全体スケールでの平面図上に記載すればよいでしょうか。	各施設(公募対象公園施設、特定公園施設、その他公園施設)ごとに、作成要領に基づき、様式(G-6～G8)を作成してください。そのため、「全施設」の指す範囲は様式によって異なります。なお、ベンチ・サインなどの施設については、面積は不要ですが、数量や規模等の全体の配置計画を把握することが可能な情報を、適宜記入してください。
63	事業実施協定書(案)	事業期間及び事業実施協定の解除等	25	第74条					公募対象公園施設にて整備を行った店舗が、設置管理許可期限内において売上不振により退店、また後継企業の誘致が困難となったことを理由とした解除は可能でしょうか。その場合のペナルティはございますでしょうか。	事業実施協定書(案)第10章をご確認ください。店舗の変更については、理由の正当性などを踏まえ個別に協議を行う必要があります。また、後継企業の誘致が困難となったことを理由とした実施協定解除を行う場合は、個別協議の結果によっては、事業実施協定(案)第72条3項「乙の都合により、本事業実施協定に基づき円滑な本業務の実施が困難と判断される場合」となり、事業実施協定(案)第73条に基づき公募対象公園施設の公園施設設置等の使用料に係る提案価格(提案期間の合計)の100分の10にかかる金額の違約金が発生します。
64	事業区域図	【事業区域外】駐輪場設置区域について							駐輪場の計画において動線・配置計画がよりよい方針があれば変更可能か確認したい。	駐輪場設置区域は事業区域外であり、変更できません。
65	事業区域図	事業区域図							雨水幹線の耐荷重を確認したい。	雨水幹線については、国の基準等に基づき設計を行っております。なお、公募対象公園施設提案可能区域については、「別添資料2:事業区域図」に記載のとおり、雨水幹線の影響範囲は除くこととしており、幹線直上への設置は想定していません。
66	事業区域図 参考資料3 占用許可・設置管理許可物件	雨水幹線について							構造計画上問題なければ、雨水幹線上部に建物を計画可能か確認したい。	管渠の維持管理に支障が出るため、雨水幹線直上への建築は避けてください。また、雨水幹線から建物の離隔に基準はありませんが、近接の程度に応じて、安全管理体制が確立できる工事の方法や、双方の維持管理に支障を来さない離隔や方策について検討してください。詳細については、事業基本協定締結後、道路下水道局と協議してください。
67	事業区域図	事業区域図							市から貸与されました事業区域図に周辺歩道の記載がないため、詳細がわかる資料をご提供ください。	公園周辺の道路の状況については、道路台帳にて確認できます。道路台帳の閲覧等に当たっては下記をご確認ください。 <a href="https://www.city.fukuoka.lg.jp/doro-gesuido/dorokanri/hp/001.html">https://www.city.fukuoka.lg.jp/doro-gesuido/dorokanri/hp/001.html</a>
68	参考資料6 地質調査	ボーリング調査位置について							こちらのボーリング柱状図の調査位置について計画地の具体的な場所について確認したい。	回答No.25をご参照ください。